

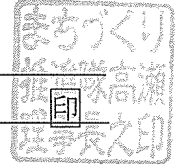
様式第16号（第12条関係）



平成29年4月26日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1
団体の名称 特定非営利活動法人
まちづくり推進隊高瀬
代表者氏名 理事長 高木 知 巳
電話番号 0875-73-3410



地域内分権推進交付金実績報告書

平成28年5月13日付け三政地第56号により交付金の交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告額 14,154,387円
- 2 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支決算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類

平成28年度の事業報告

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

1 事業の成果

まちづくり推進隊高瀬の任意団体として4年を終え、新たに法人化となって1年を終えることができた。会員数は現在147名、業務は、まちづくり事業(防災活動・交流研修活動)と自主事業(16事業)を行い、市の委譲業務としては、自治会連合会と地区衛生組織連合会を運営してきた。また、会員や活動関係者の安全を確保し、大過なく1年を終えることができた。

まちづくり活動は5年目を迎え、NPO法人としても2年目になる。これまで以上に積極的な運営をめざしていきたい。そのためには、会員をはじめ町民皆様のご理解とご協力が欠かせないので、今後も更なるお願いをしたい。

2 個別事業報告書

(1) 移譲業務 1

事業名	防犯灯管理		
事業内容	町内の防犯灯の球切れ修繕		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延人数 一人)	
役務提供者	事務局	(実人数 2人) (延人数 一人)	
予算額 決算額	収入額	413,602円	支出額 413,602円
	内訳 受取交付金	413,602円	内訳 修繕費 413,602円

移譲業務 2

事業名	交通安全街頭キャンペーン		
事業内容	交差点における交通安全の幟による呼びかけ		
実施日時	平成28年4月 8日 7:30～8:00		
	平成28年7月 5日 7:30～8:00		
	平成28年9月30日 17:00～18:00		
実施場所	国道11号線・詫間琴平線の交差点4差路付近		
参加者・受益者	高瀬町住民	(延人数 一人)	
役務提供者	事務局員、三豊警察署、交通安全協会員	(実人数 2人)	
	交通安全指導員、交通安全母の会、 高齢者交通指導員	(延人数 120人)	
予算額 決算額	収入額	14,580円	支出額 14,580円
	内訳、受取交付金	14,580円	内訳 食料費(茶代) 14,580円

移譲業務 3

事業名	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部に関する事務を行った。 (役員会、総会、視察研修、一斉清掃、段ボールコンポスト受付配布等)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民		(延人数 一人)
役務提供者	事務局員		(実人数 2人) (延人数 一人)
予決 算額	収入額	－円	支出額 ー円
	内訳	－円	内訳 ー円
	※三豊市地区衛生組織連合会高瀬支部（別会計）として事業を実施		

移譲業務 4

事業名	三豊市自治会連合会高瀬支部事務局		
事業内容	三豊市自治会連合会に関する事務を行った。 (役員会、総会、自治会長研修、広報配布)		
実施日時	通年		
実施場所	高瀬町内		
参加者・受益者	高瀬町住民		(延人数 一人)
役務提供者	事務局員		(実人数 2人) (延人数 一人)
予決 算額	収入額	695,000円	支出額 695,000円
	内訳 受取交付金	695,000円	内訳 支払助成金 695,000円
	※三豊市自治会連合会高瀬支部（別会計）として事業を実施		

(2) まちづくり事業

①本部事業 1

事業名	第3回まちづくり若者&地域交流研修		
事業内容	高校生のボランティア体験・まちづくり自主活動の発表 ワークショップ・グループ発表		
実施日時	平成28年8月27日(土)9:00~12:30		
実施場所	三豊市役所西館大会議室		
参加者・受益者	会員、香川大学生、高校生(香川西高校、高瀬高校) 高瀬中学生		(延人数 60人)
役務提供者	理事役員、事務局員		(実人数 15人) (延人数 一人)
予決 算額	収入額	7,960円	支出額 7,960円
	内訳 受取交付金	7,960円	内訳 会議費 7,560円 印刷費 400円

本部事業 2

事業名	研修			
事業内容	4/3 旧坂本屋のお接待 へんろ小屋高瀬おせつ隊6人参加(愛媛県久谷) ¥20,620			
	4/11 NPO法人中間支援総合センター設立記念講演 高木知巳(高松市) ¥2,480			
	4/16 ヨーガ文化講演会 小山博明((高松市) ¥4,400			
	5/1 コウノトリ「春の特別ガイドウォーク」 コウノトリを守る会関係者6人(豊岡市) ¥43,568			
	7/5 コウノトリ・ナベヅル徳島フォーラム 豊嶋立身(徳島市) ¥4,600			
	7/22 県民防災シンポジウム 松本鐵也・中西節夫(高松市) ¥4,856			
	9/10・11 日本ヨーガ同友会協会指導者養成講座 小山博明(高松市) ¥1,900			
	9/24 縁結びおせっかいさん登録説明会 玉尾哲也(観音寺市) ¥524			
	10/28 秋田日本女性会議 大平淳子(秋田県) ¥96,420 (自己負担金¥5,000)			
	11/11~13 地域づくり団体全国研修交流会熊本大会 高木知巳・豊島夕起子(熊本県) ¥144,256 (自己負担金高木¥12,000・豊島¥11,000)			
	11/20 さいさいきて屋・日本食研・今治城研修 まちづくり会員46人参加(今治市) ¥200,188 (自己負担金@¥1,000×46人=¥46,000)			
	2/1 コウノトリ・ツルが舞う吉野川流域のまちづくり 豊嶋立身・宮崎史郎(徳島市) ¥7,830			
	3/4・5 地域を支える担い手人材育成研修 近藤光子・西田久子(四万十町) ¥12,000			
	3/25 特定非営利活動法人促進法改正に係る説明会 宮崎史郎(高松市) ¥1,960			
	実施場所	各々		
参加者・受益者	会員・理事 (延人数 73人)			
役務提供者	会員・理事・事務局員 (実人数 一人) (延人数 33人)			
予決算額	収入額	545,602円	支出額	545,602円
	内訳 受取交付金	471,602円	内訳 諸謝金	3,000円
	受取負担金	74,000円	研修費	174,100円
			旅費交通費	221,700円
			会議費	4,640円
			通信運搬費	22,688円
			賃借料	110,160円
			車両燃料費	8,018円
		支払手数料	1,296円	

②自主事業 1

事業名	NO1 男女共同参画			
事業内容	男女共同推進講演会を行った			
実施日時	6/25			
実施場所	高瀬町農村環境改善センター			
参加者・受益者	高瀬町住民・高瀬大学 (延人数 130人)			
役務提供者	男女共同参画会員・女性フォーラム高瀬会員 (実人数 一人) 高瀬町公民館・事務局員・理事 (延人数 10人)			
予決 算額	収入額	23,778円	支出額	23,778円
	内訳 受取交付金	23,778円	内訳 諸謝金	17,000円
			印刷製本費	2,765円
			消耗品費	3,313円
			通信運搬費	700円

自主事業 2

事業名	NO2 里山愛好会			
事業内容	高瀬町内を中心にした登山道の整備を行った。 整備した山に幼稚園児や高瀬町公民館と登山計画をして 里山登山の良さをわかってもらうことができた。			
実施日時	3/3, 3/4, 3/22, 4/12, 4/15, 4/26, 6/13, 10/18, 10/27, 11/3, 11/17, 11/23, 12/9, 12/10, 12/17, 12/18			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 60人)			
役務提供者	里山愛好会員 (実人数 一人) (延人数 110人)			
予決 算額	収入額	445,610円	支出額	445,610円
	内訳 受取交付金	445,610円	内訳 諸謝金	76,000円
			消耗品費	134,311円
			印刷製本費	3,075円
			会議費	5,951円
			保険料	35,795円
			機械装置費	187,338円
		通信運搬費	3,140円	

自主事業 3

事業名	N03 楽しい農村づくり			
事業内容	麻地区の休耕田を利用して、花を植えたり、園児のどろんこ遊びをする準備を手伝った。幼稚園や小学校が借りている田んぼの草刈りも行った。			
実施日時	4/6, 4/11, 4/15, 4/16, 4/19, 4/27, 5/14, 5/31, 6/5, 7/4, 7/29, 8/9, 10/15, 11/6, 11/17, 11/20, 11/29			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	麻幼稚園・麻小学校		(延人数 70人)	
役務提供者	楽しい農村づくり会員		(実人数 一人) (延人数 34人)	
予決算額	収入額	92,261円	支出額	92,261円
	内訳 受取交付金	92,261円	内訳 諸謝金	31,500円
			消耗品費	39,086円
			車両燃料費	1,875円
			業務委託費	18,300円
			水道光熱費	1,500円

自主事業 4

事業名	N04 高瀬百景			
事業内容	昨年に続き、百景の看板設置後、現地視察も行いました。高瀬百景冊子78冊販売。			
実施日時	7/5, 7/26, 8/3, 9/6, 11/10, 3/27			
実施場所	高瀬町公民館、各現場			
参加者・受益者	高瀬町住民		(延人数 一人)	
役務提供者	高瀬百景実行委員		(実人数 一人) (延人数 59人)	
予決算額	収入額	635,106円	支出額	635,106円
	内訳 消耗品 (高瀬百景冊子)	156,000円	内訳 消耗品(翌年度繰越分) (高瀬百景冊子)	35,100円
	実質負担金総額 (高瀬百景冊子) △54,600円			
	受取交付金	533,706円	報酬費	2,000円
			看板製作代	586,500円
			通信運搬費	4,666円
			印刷製本費	800円
			会議費	6,040円

自主事業 5

事業名	N05 健康づくり応援団			
事業内容	健康づくりのために出前講座を行いました。 講座内容は予防医学・ヨーガ・鍼灸実践			
実施日時	4/15, 4/20, 5/16, 5/10, 5/22, 8/15, 8/24, 8/28, 9/23, 10/24、11/8 11/27, 2/10, 3/28			
実施場所	高瀬町内			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 257人)			
役務提供者	健康づくり応援団員 (実人数 一人) (延人数 39人)			
予決算額	収入額	39,068円	支出額	39,068円
	内訳 受取交付金	39,068円	諸謝金	26,000円
			消耗品費	13,068円

自主事業 6

事業名	N06 国市池を美しくする会			
事業内容	池周辺の草刈りや花の手入れやゴミ拾いを行いました。 たくさんの野鳥が飛来してくるので野鳥の看板も設置した。			
実施日時	6/3, 7/4, 11/13, 12/4, 2/26			
実施場所	国市池周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	国市池を美しくする会員 (実人数 一人) (延人数 69人)			
予決算額	収入額	377,706円	支出額	377,706円
	内訳 受取交付金	377,706円	諸謝金	34,500円
			会議費	3,595円
			消耗品費	36,611円
			賃借料	3,000円
			構築物	230,000円
			業務委託費	70,000円

自主事業 7

事業名	N07 麻城跡を守る会			
事業内容	麻城跡周辺や道中の草刈りや倒れた木の伐採等を行った。			
実施日時	4/10, 4/12, 6/1, 9/11			
実施場所	麻城跡周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	麻城跡を守る会員 (実人数 一人) (延人数 43人)			
予決算額	収入額	64,960円	支出額	64,960円
	内訳 受取交付金	64,960円	内訳 諸謝金	22,500円
			消耗品費	12,660円
			消耗備品費	29,800円

自主事業 8

事業名	N08 地域住民親交			
事業内容	高瀬町住民の親睦を図るために年2回のゴルフ大会を実施			
実施日時	5/17, 11/19			
実施場所	琴平カントリークラブ			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 114人)			
役務提供者	地域住民親交会員 (実人数 一人) (延人数 22人)			
予決算額	収入額	39,240円	支出額	39,240円
	内訳 受取交付金	39,240円	内訳 諸謝金	21,000円
			会議費	18,240円

自主事業 9

事業名	N09 地域伝統文化伝承			
事業内容	上高瀬の鬼ヶ白山に纏わる伝統行事を次世代に引き継ぐ活動と登山道の整備			
実施日時	12/23			
実施場所	上高瀬民家と鬼ヶ白山現地			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	鬼ヶ白伝承会員 (実人数 一人) (延人数 12人)			
予決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳 受取交付金	0円		

自主事業 10

事業名	N010 蛍の里づくり			
事業内容	本年度は勝間小学校4年生の環境学習実施(自然コーディネータによる)麻小学校3年生と一緒に蛍の幼虫を放流した。エコたわしに「ホタルこいこいタワシ」とネーミングを付け1個100円で販売した。エコたわしの編み方の勉強会も麻小学校や麻地区文化祭で行った。			
実施日時	6/20, 10/4, 10/13, 11/3, 3/14			
実施場所	勝間小学校・麻小学校・麻地区			
参加者・受益者	勝間小学校、麻小学校、高瀬町住民 (延人数 150人)			
役務提供者	蛍の里づくり会員 (実人数 一人) (延人数 15人)			
予決算額	収入額	51,144円	支出額	51,144円
	内訳 受取交付金	34,044円	内訳 諸謝金	33,500円
	事業収益	17,100円	消耗品費	3,552円
			印刷製本費	160円
			原材料費	13,932円

自主事業 1 1

事業名	N011 ネットでまちづくり応援隊		
事業内容	フェースブックや買い物などネットに関する勉強を行った。		
実施日時	毎週土曜日		
実施場所	麻分室（麻の公民館横）		
参加者・受益者	高瀬町住民、推進隊会員（延人数 312人）		
役務提供者	ネットでまちづくり会員（実人数 一人） （延人数 98人）		
予算額 決算額	収入額	65,460円	支出額 65,460円
	内訳 受取交付金	65,460円	内訳 通信運搬費 64,460円

自主事業 1 2

業名	N012 パートナーをさがせ！お節介隊		
事業内容	お節介隊になるために、勉強をしたりかがわ縁結びセンターに参加し、おせっかいさんとして認定された。		
実施日時	9/24, 10/16, 11/12, 2/5		
実施場所	観音寺市、高松市		
参加者・受者	高瀬町住民（延人数 一人）		
役務提供者	玉尾哲也（実人数 一人） （延人数 4人）		
予算額 決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取交付金	0円	

自主事業 1 3

事業名	N013 へんろ小屋高瀬おせっ隊		
事業内容	四国お遍路さんに、疲れた体を休める場所として、へんろ小屋を提供し、ボランティアさんがお接待する。		
実施日時	毎月第2日曜日第4日曜日		
実施場所	へんろ小屋茶処高瀬休憩所（上高瀬眼科前バス停留所横）		
参加者・受益者	お遍路さん（延人数 194人）		
役務提供者	へんろ小屋高瀬お接待会員（実人数 一人） （延人数 206人）		
予算額 決算額	収入額	12,944円	支出額 12,944円
	内訳 受取交付金	12,944円	内訳 会議費 149円
			消耗品費 12,795円

自主事業 14

事業名	N014 爺神山創生			
事業内容	爺神山のジオサイト公園化 ・ゴミ撤去 ・草刈等			
実施日時	5/31, 9/17, 11/12, 12/10, 12/18			
実施場所	爺神山周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	爺神山創生会員 (実人数 一人) (延人数 62人)			
予 算 額	収入額	158,125円	支出額	158,125円
	内訳 受取交付金	158,125円	内訳 諸謝金	37,000円
			消耗品費	35,982円
			賃借料	10,000円
			業務委託費	11,710円
			原材料費	6,300円
			消耗備品	50,700円
		会議費	6,433円	

自主事業 15

事業名	N015 コウノトリを守る会			
事業内容	コウノトリが岩瀬池に定着するように、麻の南山自治会周辺の休耕田にジオトープ作り生活環境を整える活動を行った。			
実施日時	4/30, 6/10, 6/23, 7/6, 7/10, 7/20, 7/25, 7/26, 8/3, 8/17, 8/31, 9/14 9/25, 10/14, 10/16, 10/30, 11/8, 11/29, 11/30, 12/27, 1/5, 1/8, 1/15			
実施場所	岩瀬池周辺			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	コウノトリを守る会員 (実人数 一人) (延人数 58人)			
予 算 額	収入額	214,654円	支出額	214,654円
	内訳 受取交付金	214,654円	内訳 諸謝金	22,043円
			消耗品費	34,416円
			会議費	1,320円
			リース料	156,875円

自主事業 16

事業名	N016 たかせ夏まつり			
事業内容	夏まつり			
実施日時	7/9(土)			
実施場所	市役所前通り			
参加者・受益者	高瀬町住民 (延人数 一人)			
役務提供者	実行委員、ボランティア、理事、事務局員 (実人数 一人) (延人数 232人)			
予 決 算 額	収入額	3,534,563円	支出額	3,534,563円
	内訳 受取交付金	2,379,563円	内訳 諸謝金	580,064円
	事業収入	1,155,000円	消耗品費	536,347円
			消耗備品費	63,840円
			車両燃料費	2,987円
			食糧費	380,895円
			印刷製本費	112,354円
			通信運搬費	58,966円
			広告宣伝費	37,800円
			保険料	89,170円
			業務委託費	948,956円
			賃借料	703,584円
			支払寄付金	15,000円
		租税公課費	4,600円	

3 総会、理事会、役員会の開催状況

(総会)

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬通常総会		
開催日時	平成28年4月16日（土）13：30～15:00	出席状況	出席者数53名 委任状49名
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名人の選任について 第2号議案 役員の報酬及び費用弁償について 第3号議案 平成27年度事業報告について 第4号議案 平成28年度事業計画（案）について 第5号議案 平成28年度収支予算（案）について		

(理事会)

会議名	第1回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年4月11日（月）19：00～21：00	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 総会開催について 第3号議案 28年度自主事業の確認		

会議名	第2回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年5月2日（月）19：00～20：25	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 28年度年間行事について 第3号議案 まちづくり事業の検討について		

会議名	第3回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年6月13日（月）19：00～20:30	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 たかせ夏まつりの運営について 第3号議案 自主事業活動に要する諸経費について 第4号議案 第3回まちづくり若者&地域交流研修の内容・運営について		

会議名	第4回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年7月11日（月）19:00～20:50	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 推進隊高瀬の情報発信 第3号議案 活動活性化について 第4号議案 第3回まちづくり若者&地域交流研修の内容・運営について		

会 議 名	第5回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年8月8日（月）19:00～21:00	出席状況	理事8人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第3回まちづくり若者&地域交流研修の内容・運営について		

会 議 名	第6回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年9月12日（月）19:00～21:05	出席状況	理事9人 監事1人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第3回まちづくり若者&地域交流研修の反省について 第3号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修について		

会 議 名	第7回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年10月17日（月）19:00～20:35	出席状況	理事9人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修の計画について 第3号議案 安全安心防災活動について 第4号議案 軽トラ市出店について 第5号議案 視察研修最終確認		

会 議 名	第8回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年11月15日（月）17:30～18:30	出席状況	理事9人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修の計画について 第3号議案 安全安心防災活動について		

会 議 名	第9回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成28年12月12日（月）18:00～19:00	出席状況	理事10人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修の計画について 第3号議案 安全安心防災活動について		

会 議 名	第10回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年1月16日（月）14:00～17:10	出席状況	理事9人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修の計画について		

会 議 名	第11回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年2月13日（月） 19:00～18:30	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 第4回まちづくり若者&地域交流研修の計画について 第3号議案 28年度の反省・29年度の計画について		

会 議 名	第12回特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬理事会		
開催日時	平成29年3月10日（金） 19:00～20:15	出席状況	理事12人 監事0人
審議及び 議事内容	第1号議案 議事録署名任意について 第2号議案 総会資料作成について 第3号議案 自主事業の提案について 第4号議案 自動車リースの契約について		

(役員会)

会 議 名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬役員会		
開催日時	4/4, 4/28, 6/30, 8/1, 10/7, 11/8, 12/9 1/13, 2/10, 3/1	出席状況	理事長、副理事長 事務局
議事内容	理事会前の理事長・副理事長・事務局の打ち合わせ		

決算報告書

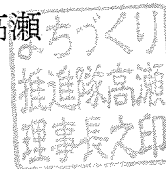
第 5 期

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

香川県三豊市高瀬町下勝間2347番地1



貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位: 円)
平成29年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	1,345,613
普通預金	1,379,402	預り金(源泉所得税)	12,413
現金・預金計	1,379,402	流動負債計	1,358,026
消耗品	54,600	負債合計	1,358,026
流動資産合計	1,434,002	正味財産の部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産額	1,012,623
構築物	1,364,847	当期正味財産増減額	579,761
機械及び装置	108,811	正味財産計	1,592,384
什器備品	42,750	正味財産合計	1,592,384
有形固定資産計	1,516,408		
固定資産合計	1,516,408		
資産合計	2,950,410	負債及び正味財産合計	2,950,410

財 産 目 録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)
平成29年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金 1,379,402

現金・預金 計 1,379,402

消 耗 品 54,600

流動資産合計 1,434,002

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物 1,364,847

機械及び装置 108,811

什器 備品 42,750

有形固定資産 計 1,516,408

固定資産合計 1,516,408

資産の部 合計 2,950,410

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金 1,345,613

預り金 (源泉所得税) 12,413

流動負債 計 1,358,026

負債の部 合計 1,358,026

正味財産 1,592,384

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金	74,000	
受取交付金	<u>14,154,387</u>	14,228,387

【事業収益】

事業 収益		1,172,100
-------	--	-----------

【その他収益】

受取 利息		<u>74</u>
-------	--	-----------

経常収益 計

15,400,561

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計	<u>0</u>	
------	----------	--

(その他経費)

業務委託費(事業)	1,048,966	
諸 謝 金(事業)	906,107	
印刷製本費(事業)	120,698	
会 議 費(事業)	58,788	
旅費交通費(事業)	221,700	
車両燃料費(事業)	12,880	
通信運搬費(事業)	171,522	
消耗備品費(事業)	333,736	
消耗品 費(事業)	860,239	
食 糧 費(事業)	395,475	
修 繕 費(事業)	413,602	
水道光熱費(事業)	1,500	
賃 借 料(事業)	983,619	
原材料費(事業)	13,932	
保 険 料(事業)	124,965	
租税 公課(事業)	4,600	
研 修 費(事業)	174,100	
支払手数料(事業)	1,296	
支払助成金(事業)	695,000	
支払寄付金(事業)	15,000	
広告宣伝費(事業)	<u>37,800</u>	
その他経費計	<u>6,600,525</u>	

事業費 計

6,600,525

【管理費】

(人件費)

給料 手当	4,314,633	
役員 報酬	1,350,000	
役員議事報償費	195,000	
法定福利費	<u>701,086</u>	
人件費計	<u>6,560,719</u>	

(その他経費)

印刷製本費	490,358	
-------	---------	--

活 動 計 算 書

[税込] (単位:円)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬 自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

諸 謝 金	13,500	
会 議 費	4,897	
旅費交通費	660	
車 両 費	38,500	
車両燃料費	31,548	
通信運搬費	135,770	
消耗備品費	29,710	
消耗品 費	217,150	
水道光熱費	69,900	
賃 借 料	1,000	
減価償却費	249,833	
保 險 料	138,860	
リース 料	97,020	
租税 公課	450	
業務委託料	140,400	
その他経費計	1,659,556	
管理費 計		8,220,275
経常費用 計		14,820,800
当期経常増減額		579,761
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		579,761
当期正味財産増減額		579,761
前期繰越正味財産額		1,012,623
次期繰越正味財産額		1,592,384

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取負担金 74,000

受取交付金 14,154,387

【事業収益】

事業 収益 1,172,100

【その他収益】

受取 利息 74

経常収益 計

15,400,561

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費(事業) 1,048,966

諸 謝 金(事業) 906,107

印刷製本費(事業) 120,698

会 議 費(事業) 58,788

旅費交通費(事業) 221,700

車両燃料費(事業) 12,880

通信運搬費(事業) 171,522

消耗備品費(事業) 338,736

消耗品 費(事業) 860,239

食 糧 費(事業) 395,475

修 繕 費(事業) 413,602

水道光熱費(事業) 1,500

賃 借 料(事業) 983,619

原材料費(事業) 13,932

保 険 料(事業) 124,965

租税 公課(事業) 4,600

研 修 費(事業) 174,100

支払手数料(事業) 1,296

支払助成金(事業) 695,000

支払寄付金(事業) 15,000

広告宣伝費(事業) 37,800

その他経費計 6,600,525

事業費 計

6,600,525

【管理費】

(人件費)

給料 手当 4,314,633

役員 報酬 1,350,000

役員議事報償費 195,000

法定福利費 701,086

人件費計 6,560,719

(その他経費)

印刷製本費 490,358

損益計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日

諸謝金	13,500	
会議費	4,897	
旅費交通費	660	
車両費	38,500	
車両燃料費	31,548	
通信運搬費	135,770	
消耗備品費	29,710	
消耗品費	217,150	
水道光熱費	69,900	
賃借料	1,000	
減価償却費	249,833	
保険料	138,860	
リース料	97,020	
租税公課	450	
業務委託料	140,400	
その他経費計	<u>1,659,556</u>	
管理費計		<u>8,220,275</u>
経常費用計		<u>14,820,800</u>
当期経常増減額		579,761
【経常外収益】		
経常外収益計		0
【経常外費用】		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		<u>579,761</u>
当期正味財産増減額		579,761
前期繰越正味財産額		<u>1,012,623</u>
次期繰越正味財産額		<u>1,592,384</u>

決算監査報告書


団体又の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬


代表者氏名 理事長 高木 知巳 様

平成28年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

29年4月18日

団体の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊高瀬

監 事 川江秀樹 印 

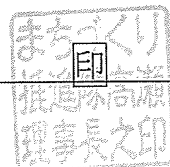
監 事 鴨田郁夫 印 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

団体又は法人の所在地 三豊市高瀬町下勝間2347番地1

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬

代表者の氏名 理事長 高木 知巳



全 役 員 名 簿
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊高瀬

役名	氏名	住所	報酬の有無
理 事 長	高木 知巳	高瀬町上麻350-1	有
副理事長	大平 淳子	高瀬町上高瀬1952-7	有
副理事長	高嶋 和弘	高瀬町比地2585	有
理 事	中西 節夫	高瀬町下勝間1959	無
理 事	豊嶋 憲一	高瀬町上勝間2229	無
理 事	宮崎 史郎	高瀬町比地2608	無
理 事	松本 鐵也	高瀬町比地中1326	無
理 事	近藤 光子	高瀬町羽方2044-29	無
理 事	河野 博	高瀬町上麻767	無
理 事	小野 秀樹	高瀬町上高瀬2049-2	無
理 事	青野 秀清	高瀬町羽方802-1	無
理 事	小野 真一	高瀬町佐股甲1189-1	無
理 事	豊島 夕起子	高瀬町上勝間405	無
監 事	川江 秀樹	高瀬町下麻1000	無
監 事	鴨田 郁夫	高瀬町比地中2257-1-305	有

特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊高瀬と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市高瀬町下勝間 2347 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、各種事業の自主的な企画運営を通じ、高瀬町民が将来に夢を持てるような、魅力的で活力溢れる故郷「高瀬町」を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 安全、安心、防災に資する事業
- (2) 環境保全に関する事業
- (3) 健康及び福祉の増進に資する事業
- (4) 関係団体と連携し、地域活性化に資する事業
- (5) 地域住民が相互に親交を深める事業
- (6) 地域社会が自立するための事業
- (7) その他目的達成のための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第5条に規定する事業内容に賛同して入会した団体若しくは法人、又は個人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員が総辞職したときは、総辞職した日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 6 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) 理事及び監事の職務及び報酬
- (9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電子メールをもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数(書面もしくは電子メールによる表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電子メールによる通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電子メールをもって通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、

理事会に出席したものとみなす。

- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。)をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市高瀬町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高木 知巳
副理事長	高嶋 和弘
副理事長	大平 淳子
理事	青野 秀清
同	河野 博
同	中西 節夫
同	小野 真一
同	豊嶋 憲一
同	豊島 夕起子
同	宮崎 史郎
同	松本 鐵也
同	小野 秀樹

同	近藤 光子
監事	川江 秀樹
同	嶋田 郁夫

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。